

被災者見守り・相談支援事業 地域支え合いセンターの理解

市町村地域支え合いセンター支援のための基本理解

●自己紹介

(2024年2月現在)



LOCALISMとは
各地域の独自性や特徴(風土や文化)を重視し/尊重する考え方。郷土愛という意味もある。

■ 井岡 仁志 (いおか ひとし)

- 1962年奈良市生まれ 在阪のFMラジオ局制作会社, (財)森林文化協会職員を経て, 2003年から滋賀県朽木村・高島市社会福祉協議会で地域福祉・ボランティア活動の推進業務を主に担当し, 2015年から常務理事, 事務局長。2017年3月に退職し同年7月ローカリズム・ラボ設立。全国の行政・社協・NPO・企業等を対象に地域福祉, ボランティア, 災害支援に関する講演・コンサルティング業務をおこなっている。滋賀県大津市在住 社会福祉士 日本地域福祉学会会員 関西学院大学人間福祉学部 非常勤講師
- 「生活支援コーディネーター活動ハンドブック」(2017JVCA)「地域共生の開発福祉」(2017ミネルヴァ書房)「できる社協ワーカーのための実践ポイントブック 社協のCAN詰め1~5」(2017~2023広島県社会福祉協議会)「地域福祉とファンドレイジング」(2018中央法規)「チームでまちをデザインする包括的な支援体制づくりハンドブック」(2023広島県社協)などで執筆
- ◆ 広島県社協 地域福祉課 専門相談員(2018~)
- ◆ 広島県安芸太田町 地域包括ケアシステム推進活動アドバイザー (2022~)
- ◆ 広島県坂町 重層的支援体制整備事業アドバイザー (2023~)
- ◆ 広島県広島市社協 地域福祉総合企画委員会問題別委員会委員 (2020~)
- ◆ 広島県廿日市市社協 地域支援アドバイザー (2022~)
- ◆ 徳島県美馬市社協 地域福祉活動計画アドバイザー (2024~)
- ◆ 兵庫県西宮市社協 地区ボランティアセンター検討会議委員長 (2022~) 兼 共生のまちづくりアドバイザー (2023~)
- ◆ 滋賀県野洲市 第3期地域福祉計画推進委員会 委員長 (2024~)
- ◆ 滋賀県近江八幡市社協 災害ボランティアセンター運営連絡協議会アドバイザー (2019~)
- ◆ 滋賀県竜王町社協 地域福祉活動実践アドバイザー (2023~)
- ◆ 愛知県武豊町社協 地域防災力向上アドバイザー (2023~)
- ◆ 石川県能美市社協 地域福祉活動計画 評価委員会アドバイザー (2023~)
- ◆ 認定NPO法人しがNPOセンター理事 (2019~)
- ◆ 厚生労働省地域力強化検討会委員, 国土交通省国土政策局克雪体制づくりアドバイザー, 全社協全国ボランティア・市民活動振興センター運営委員会委員, 中央共同募金会災害ボランティア活動支援プロジェクト会議運営委員会委員, 被災者支援宮城県サポートセンター支援事務所アドバイザー, 広島県地域福祉支援計画策定委員会副委員長, 岡山県被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務総括会議アドバイザー, 龍谷大学社会学部非常勤講師, 広島県東広島市地域共生推進アドバイザー, 静岡県熱海市社協 伊豆山ささえ逢いセンターあり方懇談会アドバイザー, 兵庫県社協 南あわじ市重層的支援体制整備事業4者協議モデル事業アドバイザー等を歴任

動画を視聴される静岡県社協の皆様へ

- この動画は、県地域支え合いセンター（静岡県社協）が、市町地域支え合いセンター（市町社協）を支援することを想定して、知っておきたい地域支え合いセンターの基本的な考え方を4編（約15分×4）に分けて視聴していただきます。
- 動画では、平成30年7月豪雨災害での広島県地域支え合いセンターの事例を中心にお話します。但し、今回の能登半島地震のように、災害が発生した地域や災害の種類、規模により状況は変わります。また、関連制度も変更されていくことが想定されます。よって、本動画では過去の実践から得られる普遍性や教訓をできる限りお伝えするようにしたいと思います。

4編の動画の流れ

1. 被災者見守り・相談支援事業
地域支え合いセンターの基本的な考え方
2. 社会情勢および政策の変化と被災者支援
3. 市町センターの機能と対象世帯のアセスメント
4. ソーシャルサポートネットワークから被災者主体の復興へ



1. 被災者見守り・相談支援事業 地域支え合いセンターの基本的な考え方



被災者見守り・相談支援等事業実施要領（抜粋）

令和元年7月4日厚生労働省

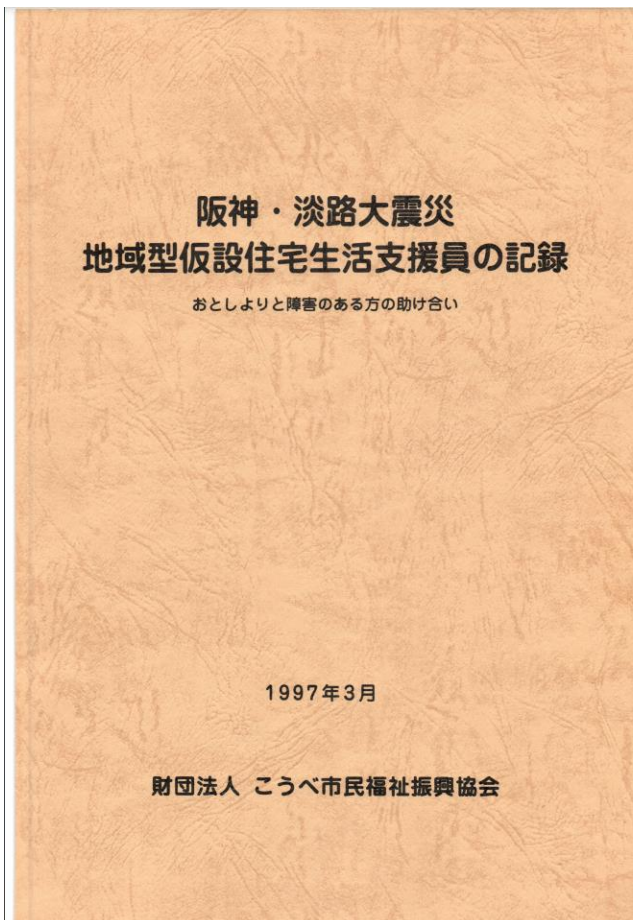
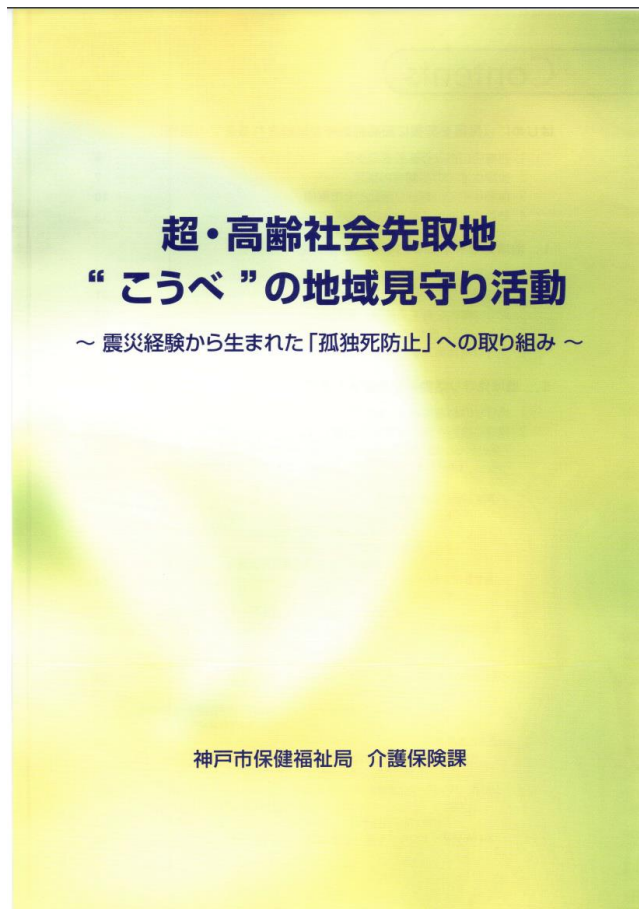
- 【事業目的】 災害救済法に基づく**応急仮設住宅に入居した被災者は**、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で**安心した日常生活を営むことができる**よう、**応急仮設住宅の供与期間中**、**孤立防止等のための見守り支援**や、**日常生活上の相談**を行うとともに、被災者を**関係支援機関へつなぐ**等の支援を行うことを目的とする。
- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める**社会福祉協議会**、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を**委託**することができる。
- 【実施要件】 本事業は、災害救助法に基づく**応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込み**であることを実施の要件とする。
- 【事業内容】 被災者の見守り・相談支援等を行う事業被災者のニーズを適切に把握した上で、その安定的な日常生活が確保されるよう、以下のような支援を実施する。これらの支援の実施に当たっては、**地域コミュニティ活動を適切に取り入れ**、可能な限り効率的な支援体制の構築に努めること。
- ・ 応急仮設住宅への巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - ・ 応急仮設住宅入居者の日常生活に関する相談支援、生活支援を行った上で、必要に応じた関係支援機関へのつなぎ
 - ・ 応急仮設住宅入居者の日常生活の安定確保に資する情報提供
 - ・ 被災者支援従事者の**資質向上のための研修会の実施**
 - ・ 被災者支援従事者の**メンタルヘルスに関する講習会の実施**
 - ・ その他必要と認めるもの
- 【実施期間】 災害救助法に基づく**応急仮設住宅の供給期間中**、実施する者とし、供給期間の終了年度をもって、本事業の実施期間を終了するものとする。

- 【対象者】 支援対象者については、災害救助法に基づく**応急仮設住宅への入居者**とする。なお、応急仮設住宅の供給期間中は、必要に応じて、災害の発生により**公営住宅**に避難する者、応急仮設住宅から退去し**在宅に戻った者**、**在宅であっても災害を要因として孤立するおそれのある者**を支援対象者に含めて**差し支えない**。
- 【支援移行】 一般施策への移行の検討事業実施期間中は、**可能な限り一般施策による支援での対応**を検討するとともに、**本事業終了後の支援体制構築**のため、民生委員・児童委員による見守りや生活困窮者自立支援制度等による支援など、**一般施策による支援へ移行していく**ことを十分に検討すること。

井岡注：今後内容に変更される場合があるので注意が必要

地域支え合いセンター/生活支援相談員のルーツ

阪神・淡路大震災時における生活援助員（LSA）の活動に関する解説つき基本資料集



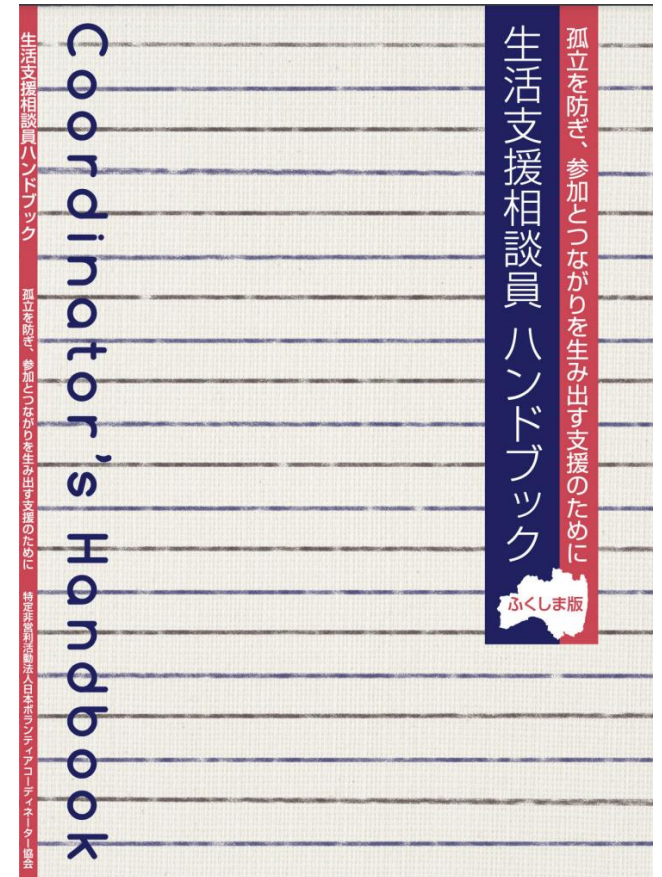
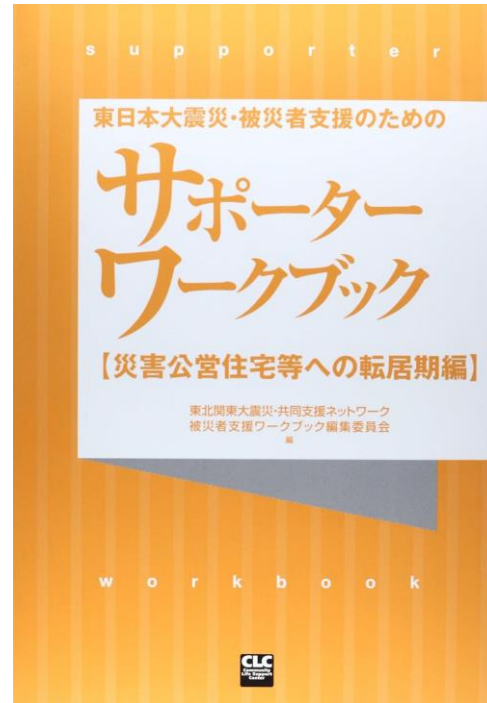
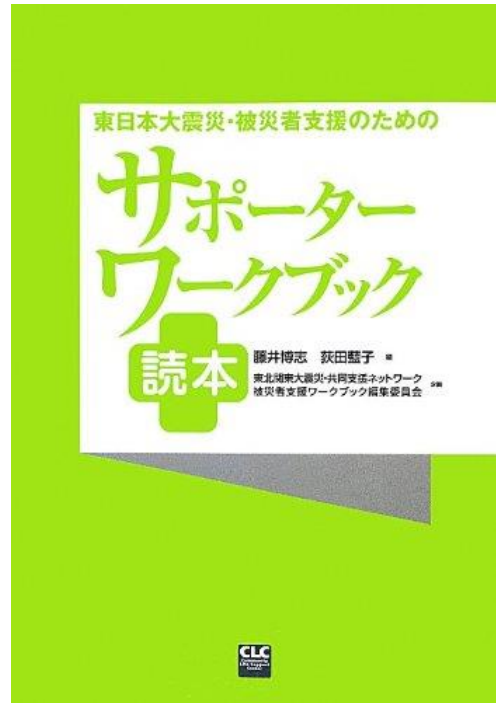
地域支え合いセンター/生活支援相談員のルーツ

■ 阪神淡路大震災後の神戸市における高齢者・障害者 に対する支援「合言葉はコミュニティワーク」

重野妙実・神戸親和女子大学講師「阪神・淡路大震災の概要及び復興」神戸市（2011年）所収

- 阪神淡路大震災後に建設された地域型仮設住宅と復興住宅として建設されたシルバーハウジングのLSA業務について述べる。**この事業に継続して流れるポイントはコミュニティワークである。**
- ワーカーとクライアントの関係（個別支援）であれば、**支援する側と受ける側**に分かれて役割は固定する。固定するとワーカーが、クライアントの力を引き出す立場になる。クライアントは**一方的に支援を受ける立場**になってしまう。

地域支え合いセンター運営/生活支援相談員養成に活用できる書籍類



- 全国コミュニティライフサポートセンター
東北関東大震災・共同支援ネットワーク 被災者支援ワークブック編集委員会編
- ・初任者用演習テキスト（2011 第2版2012）
 - ・読本（演習講師用ガイドブック）（2012）
 - ・災害公営住宅への転居期編（2014）

（特非）日本ボランティアコーディネーター協会
生活支援コーディネーターのためのハンドブック作成委員会編（2013）
※ネットでダウンロード可



被災地・仮設住宅にかかわるサポーターの理念・目標・役割

具体的な基本（重点）活動

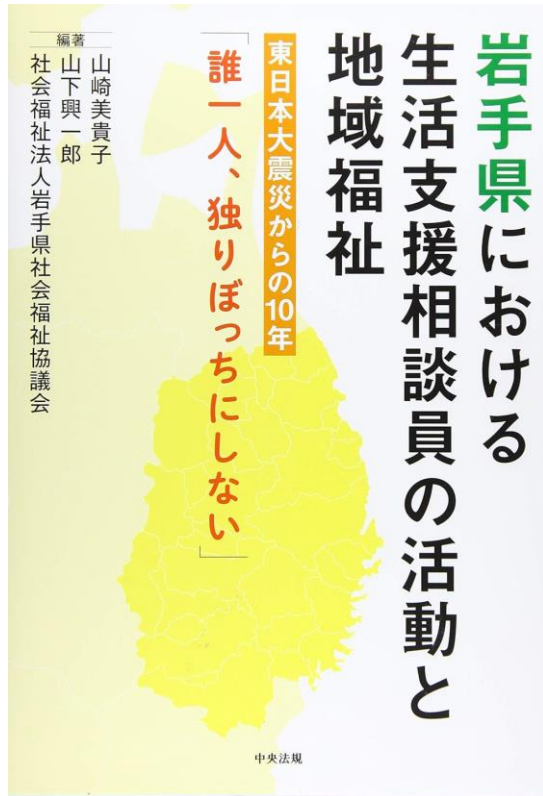
【個別支援】被災者一人ひとりの生活に寄り添う支援

1. 訪問を通じた居住者の生活・福祉課題の解決に向けた支援
2. 友だち（仲間・知り合い）づくり支援
3. 役割・生きがいづくり支援など

【地域支援】被災者を孤立させない、ともに助け合う地域づくりへの支援

1. 居住者による自治会組織の立ち上げ支援
2. お茶会・ふれあいサロンなどの居場所づくり支援
3. 安否確認・声かけ・見守り活動支援など

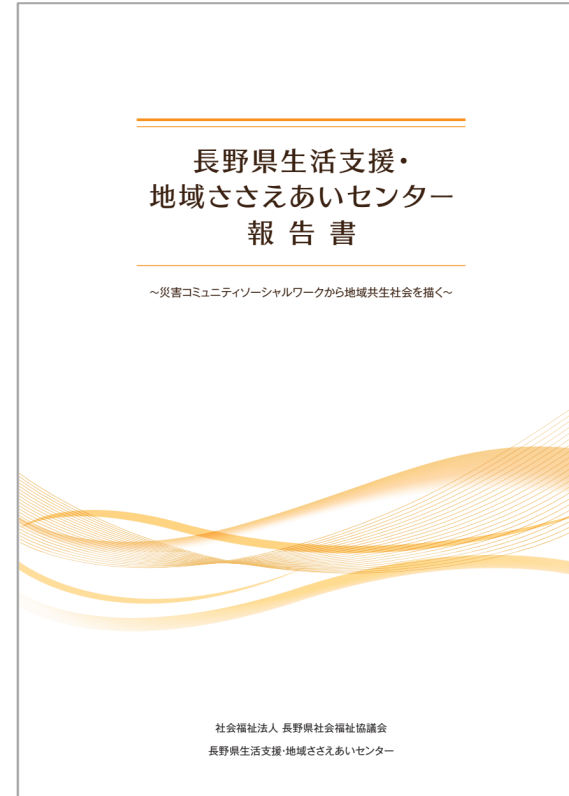
地域支え合いセンター運営/生活支援相談員養成に活用できる書籍類



中央法規(2021)
山崎美貴子, 山下興一郎,
岩手県社会福祉協議会 編著



岡山県社会福祉協議会
(2021)
※ネットでダウンロード可



長野県社会福祉協議会
(2022)
※ネットでダウンロード可

その他

- 新潟県中越大震災一長岡市社協生活支援相談員の足跡一 長岡市社会福祉協議会(2009)
- 生活支援相談員の手引き 全国社会福祉協議会 (2012)
- 被災地の地域コミュニティ支援～岩手県の災害公営住宅における自治会設立支援の進め方～ (特非) いわて連携復興センター (2019)
- 東日本大震災被災者支援方策調査研究 被災者調査研究報告書 岩手県社会福祉協議会 (2019)
- 東日本大震災災害公営住宅入居者アンケート調査報告書 東松島市社会福祉協議会 社協生活復興支援センター (2020)

長野県生活支援・ 地域ささえあいセンター 報告書

～災害コミュニティソーシャルワークから地域共生社会を描く～

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
長野県生活支援・地域ささえあいセンター

1. 総括 長野県内の生活支援・地域ささえあいセンターによる「支援の軸づくり」12の姿勢

- **「アウトリーチの徹底」** 生活の場に出向く寄り添い支援により、安心と信頼を築く
- **「寄り添い支援の継続」** 自ら相談しづらい方へ寄り添い訪問が継続でき、本人の思いや課題の具体化、相談のしやすさとなり得る
- **「エンパワメントアプローチ」** 一人ひとりの生きる力、地域での支え合いの力を志向でき、自己選択、自己決定、合意形成、小さな行動変化、成功体験などに寄り添う
- **「アセスメントの視点」** 本人の生きる力、世帯の様子、周囲や地域、支援者との関係性、地域の状況や被災後の変化などを総合的にアセスメントする
- **「再建の視点」** 生活再建と住宅再建の両方から再建状況を診断して支援につなぐ
- **「個人・世帯情報の活用・保護、危機介入」** 被災した個人や世帯の情報を活用・保護することで、支援を継続することが可能であり、それぞれの状況に応じて危機介入を調整する
- **「課題の複合化・長期化への理解」** 被災により地域のセーフティネットが機能しづらくなったり、元々抱えていた課題が加わり、複合化・長期化し生活再建がしづらくなることを理解する
- **「つなぎ支援を展開」** 直接的に個々の被災者の問題を解決するのではなく、寄り添い、見守り、必要に応じて課題の具体化・見える化を図り、関係機関等に支援をつなぐ役割を持つ
- **「地域づくり支援をあきらめない」** 住民の地域への思い、地域のつながりを育み直す創造的復興のプロセスを支える
- **「参加支援を検討」** 地域とともに歩む復興ボランティア活動を、被災者や地域の自主性を活かしながらコーディネートし、地域につなげていく
- **「広報・啓発活動の継続」** 復興課題を抱える地域の歩み、支援を通じた地域共生社会づくりの実践などについて広報・啓発を継続する
- **「コーディネートを重ねる」** 地域の伝統文化、歴史背景も捉え、適切に圏域ごと支援のつなぎ役が機能するよう、対話・協議・活動の場を活かしコーディネートの重層化を模索する

広島県地域支え合いセンター 報告書

(第1年次 2018年9月～2019年8月)

～創造的復興からの地域共生社会の実現をめざして～

ひとりじゃ
なにいけえね。



広島県内で、平成30年7月豪雨災害による被災者への総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」が設置され、被災世帯の早期の生活再建を実現するための支援を行っています。

2019年12月

広島県地域支え合いセンター

年次報告書の発行（広島県社会福祉協議会）

開所時（第1年次：2018年9月～）から閉所（第3年次：～2021年12月）までの総括を毎年発行。

目次

1 はじめに	3	6 第IV章 市町地域支え合いセンターの声	25
2 広島県あいさつ	4	7 第V章 広島県地域支え合いセンターの支援体制	31
3 第I章 第1年次の総括	5	1. 年表（第1年次の経過）	31
地域支え合いセンターにおける第1年次の成果と課題		2. 県センター開設準備	32
1. 仮設住宅から在宅、住宅等被災無し、そして広域までの幅広い対象への相談支援		3. 県および市町地域支え合いセンターの設置状況	33
2. 訪問を中心とした被災者のニーズ把握		4. 連携体制のイメージ図	35
3. ハイリスク世帯における社会的孤立リスクの実態把握		5. 実施項目ごとの評価	36
4. コミュニティ再生、地域づくりに関する幅広いコミュニティ支援の取り組み		(1)人材育成（各研修の開催状況）/（2）相談対応/（3）専門家派遣事業	
5. 地域及び行政、多機関との連携・協働の取り組み		(4)会議（各会議の開催状況）/（5）市町センターの訪問支援/（6）記録・統計	
4 第II章 広島地域支え合いセンターがめざすもの	9	(7)市町地域支え合いセンター運営支援のための各種資料/（8）広報活動	
1. 「広島県復旧復興プラン」に基づく考え方		6. 平成30年7月豪雨災害	
2. 復興の先にある地域共生社会の実現		見守り区分A・B判定世帯（ハイリスク世帯）聞き取り調査まとめ	48
3. 広島県地域福祉支援計画との連携			
4. 地域支え合いセンターの活動方針・コンセプト			
5. 創造的復興からの、地域共生社会の実現をめざす、今後の取り組みのあり方			
5 第III章 市町地域支え合いセンターの被災者支援状況	13		
1. センター開設準備	13		
2. 支援の年間推移	13		
(1)相談員体制の推移、特徴/（2）対象世帯数の推移/（3）見守り再建区分			
(4)住まいの再建区分/（5）相談員の支援実施件数/（6）相談員の対応件数			
(7)支援にかかるつなぎ先の傾向/（8）相談内容の傾向/（9）コミュニティづくり支援			
(10)会議の実施状況/（11）市町外移動の被災者への継続支援			
3. 個別支援、コミュニティ支援、連携・協働の各事例の紹介	21		

過去の地域支え合いセンターにおける「支援の普遍性」

- **個と地域の一体的な支援**：本人（被災者）と、本人の暮らす地域（被災地等）への一体的な支援が行われている。
- **アウトリーチ/伴走支援**：本人への訪問・寄り添い・エンパワメント支援，本人が暮らす地域の多様な社会資源の把握と連携/協働が行われている。
- **地域生活支援**：被災者を孤立させない，地域とのつながりを切らない支援，生きがい・役割づくりが行われている。
- **ネットワーク型支援**：センター相談員だけで支援するのではなく，地域住民，ボランティア，専門職，行政等のネットワークによる開発的な支援が行われている。



続いて

**2. 社会情勢および政策の変化と被災者支援を
ご視聴ください。**